

第 79 号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3, 107人」を「3, 114人」に、「1, 810人」を「1, 814人」に、「946人」を「949人」に、「3, 528人」を「3, 535人」に改め、同条第2項中「3, 107人」を「3, 114人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正により地方警察職員の定員の基準が改められることに伴い、熊本県警察の職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。